

## 第7回天橋立周辺景観まちづくり検討会 議事要旨

日時：平成19年3月23日（金）13:30～16:00

場所：与謝野町生涯学習センター知遊館

### 1．開会

### 2．景観形成に向けたルールづくりのヒアリング結果と対応

前田座長： 「ヒアリング結果と対応」について、資料2の説明をお願いします。

<事務局より資料2「区域設定について」の説明>

前田座長： 前回、岩滝や宮津も大事だとの話があったが、今回重点地区の設定は文殊・府中地区になっている。これでいいだろうか。

重点地区にすると規制が加わるのでそれなりの覚悟がいる。重要性も覚悟のうえということでもこの2地区は欠かせないと思う。

西川委員： 前回天橋立を世界遺産にとの目標を掲げて検討会で話を進めてもいいという確認がされたが、文殊・府中以外は目に見ようとの提案に思える。それで登録ができるのか疑問に感じる。それはそれとしていくのならよいが。

前田座長： 当面はこの形で次第に理想に近づけていかなければ、1年ぐらいでは決まらないのではないかとの判断だと思う。

西川委員： 岩滝の住民のなかでも摩擦が起きるかもしれないし、納得をしてもらっての実行になると考えられる。2、3年で世界遺産登録は無理なので、10年、20年かけてもその間大きな目標に向けてまちづくりを進めていければいい。まず取り掛かりとしてはこの程度の縛りで導入して、住民意識の高揚を図っていく方向ならそれでもいいと考える。

事務局： 基準を細かく分けるとわかりづらい面もあるので大きく線を引いた。志を高くもつのはそのとおりだ。重点地区以外でも注意すべき点について記載を加味していきたい。

前田座長： 景観計画は決まったことを掲げるものなので、その他の作文の部分で含みを残して書くこともできる。

吹田委員： 重点地区は俯瞰地区として重点を置く地区だと理解するが、重点地区とすると言葉の響きとして重点ではない地区があるようなイメージになる。「俯瞰重点地区」という呼び替えをしてもいいかもしれない。

事務局： 「俯瞰」という観点からの重点地区だが、資料4の裏側には「俯瞰景観重点地区」としているので、誤解を生まないようそれで整理していきたい。

前田座長： 重点地区という言い方は景観法のなかで使用されていて、それを使うと都合がいいのでなければ、名称については検討をお願いします。

<事務局より資料2「検討対象について」の説明>

前田座長： 公共が設置する工作物とは具体的にどういうものか。

事務局 : 細かくはガードレール等も含むが、大きな部分での話も意識して開発の際の擁壁や護岸も含めて配慮すべき規定として挙げている。

前田座長 : 土木工作物は民間の建物より大きいので影響も大きい。今回の検討会では細かいところは限界がある。3階建以上の建物は地区ごとに特徴があるので各地区の検討にせざるを得ない。

山崎委員 : 個別ヒアリングにも書いたが、文殊では門前町・寺をシンボルとしてまちづくりをしていこうというなかで、知恩寺の参門が見える高さにしようと話している。

前田座長 : 景観の話はそういう具体的な話になる。

森委員 : そこまで決めればいちばんいい。基準になってくるのでわかりやすい。

<事務局より資料2「配慮要素と内容について(色彩基準除く)」の説明>

前田座長 : 重点地区では屋根が大事だといったが、まち並みの連続性をせずに何をやるのかという感じがする。

幾世委員 : まち並みの連続性が重要なのかとか、一般民家に対しては厳しいのではないかという意見があるが、規制の前にそれぞれが主張してきた結果、まち並み景観をつぶしてきた。看板を取れば本来の屋根の形態が出てくる。景観価値を低下させてきたのは住む人間の意識の問題だ。これと対峙していかなければ景観問題は空論になってしまう。

前田座長 : それぞれのまちでも勾配屋根にならざるを得ない。こういう作業のお蔭でわれわれはこれを主張するのだといえるのはいい。

5メートルの壁面後退は、街中より外のロードサイドの店舗が建っているところを意識している。これは分けて考えたほうがいい。

事務局 : 場所の特性に応じた基準を検討して新たな内容を盛り込みたい。

前田座長 : 屋上緑化も文殊でするのがいいのかという話もある。

事務局 : 大規模建築物を想定しているのではっきりした記述をしておきたい。

前田座長 : 地区の特徴に合わせた景観整備とわれわれの大きな話とどうつなげるかが重要になる。スカイラインの遮断の話はこれで妥当ではないか。

山崎委員 : 幹線道路のアスファルトと白線を自然に合った、人がゆっくり歩けるような色合いにしてみてもどうか。

森委員 : 府中の新しい幹線道路が注目されている。骨格は表れてきているが、植栽や歩道についてどうなるかわからない。発表できるのであればお示しいただき話を聞きたい。

岳崎委員 : 車道は19年度末までには完成するが歩道等の詳しいところはわからない。

森委員 : マツということも聞いたが手入れが大変だ。

岳崎委員 : 府中の護岸沿いにマツを植えたが16年の台風で傷んでそのままになっている。景観的にはいいがあとの手入れには課題が多い。

森委員 : すでに幟が立って事故が起きそうな危険な場所がある。統一見解を出すことが必要。

前田座長 : 籠神社の参道との兼合いも大事だ。

共通事項の付帯施設とは具体的にはどのようなものか。

事務局： 屋上給水塔や壁面に這わすダクト等の設備系のものだ。

大上委員： 建物の高さだけ書いてあるが建物の規模も重要ではないか。

事務局： 前は4階建12メートルという数字を出していたが、3階建以下でも1フロアーが大きいものだと影響があるので何平米がいいかは検討していく。

前田座長： 規模としては変わらないがデザインで工夫することも考えられる。

<事務局より資料2「配慮要素と内容について（色彩基準のみ）」の説明>

前田座長： 来年度は2回程度勉強会を考えているのか。

事務局： 専門家に講演してもらい議論する時間をもちたい。実際にまちに出て体験型で色を決めていくような取組も考えている。

<事務局より資料2「モデル地区での取組」の説明>

前田座長： 各地区から補足等していただきたい。

森委員： 府中では窓口を「府中をよくする会」で一本化しようと意見の一致をみた。

国道178号線の改修がされているがみんなが注目している。モデル地区の道として、電柱の地中化が実現したのは大きい。

岳崎委員： 「府中をよくする会」を窓口にしたが活動は衰退気味だ。宮津市が昨年地域会議を立ち上げたいとのことで、府中をよくする地域会議として景観についても考えていこうとなった。委員だけで決めているようなイメージになってはいけないので、地域全体で考える意味で窓口となった。ぜひともやっていきたいと考えている。

稲葉委員： 各地域がまちづくりを考えていくのは大切だが、他地区との連動も大事なので全体のなかで街中がどうあるべきかを景観を通じてぜひともやっていきたい。

前田座長： ある種共通した手法もあるかもしれない。

稲葉委員： 例えばマツで全体的に統一されたなかで各エリアの特徴が出るようなものがあったらいい。これからの課題だと考える。

西川委員： 岩滝地区は歴史としては天橋立にあまり依存していない文化があり、住民のなかには関係ないと思っている人もいる。天橋立とつながる景観は素晴らしいので、それを意識したまちづくりが今後求められる。

阿蘇シーサイドパークの整備が進んでいるが、海側の湾岸道路との絡みも検討していかなければならない。

古い町並もいい雰囲気があると聞くのでその保全も考える必要がある。

前田座長： 天橋立云々より、自分たちのまちをよくするとの観点でやっていただくと実りがある。

山本委員： 文殊ではまちづくりに真剣に取り組んでいるが、地域の特徴をどう出すのかがつかめていない。先行的にされているところと一緒に考えていきたい。

幾世委員： 景観は、今ブーム的に取りあげられているが、まちづくりのあり方が検討されてこなかったのは反省すべき点だ。まちづくりでは住む人が居心地いいと思う風景を取り戻し

ていくことに取り組んでいる。シンボルゾーンとして参門の高さ以下に留めて、車道も一部石畳にすれば駅前風景を門前町としての元の姿に戻していける。全体の配慮もしながらバランスよくまちが変わっていくという成功事例をつくるのが大事だ。

前田座長： 連携もいいがお互いに競い合い、磨きをかけていくことも大切だ。

<事務局より資料2「今後の取組、自由意見等」説明>

赤松委員： 景観は努力しなければ守れない。外国で窓辺に花が飾ってあるのも義務で、1人でも抜けてはいけなないと聞いた。みんなの賛成を待っていてはできない。地道に50年、100年かけてまちを大事にしていくように取り組んでいくべき。

吹田委員： もっと具体的な例示を示すべき段階にきている。天橋立は自然の美しさになじませる部分と町並みの個性をPRしていく部分と振分が必要。町並みの美しさがどういう構成要素で特徴につながっているのかをモニタリングする作業をして示してはどうか。

前田座長： モニタリングをしても良い素材がすでに少なくなっている。むしろテーマをつくって元に戻していこうという意識が高まるほうがいい。全体として水面と砂州とマツの景色があって集落や山並がある。この景観セットを守るために細かく見ていくのだとつながるような話にもっていくことが大切。

茶谷委員： 信号機の色は茶色が合うと考えるが灰色になっていたりする。中町通を茶色にするなら近くの街中も合わせるようにすれば進んでいくのではないかな。

前田座長： 長野県の開田高原では景観に熱心なことで有名なので、企業も何もいわなくても景観に配慮してやってくれるようになる。自分たちが言い続けてそのような雰囲気をつくるのが大事だ。

山崎委員： まちづくりで空き店舗や空地は放置されているので、条例できちんと管理することを規制してもらったほうがいい。

前田座長： 方向としては公と民ではなく、まちづくり団体など民と民で話をもっていくようにしたほうがうまくいく。まちづくりは最終的には運動論なので両方の組合せでやっていくほうがいいだろう。

幾世委員： 城崎でも駅前の空き店舗があったが、条例等でなく地元の人たちが人に入ってもらうようにしてきた。やはり地元で解決していく覚悟が必要。

山崎委員： おっしゃるとおりで、先ほどの意見はある程度大まかな規則を設ければ地元の人も動きやすいということだ。

前田座長： この検討会の内容はかなり大きいものなので、それが地区に下がってきたときにはきめ細かな議論が必要だ。

岳崎委員： 地域会議が具体化してきたら事務局に連絡するので説明をしていただきたい。

事務局： すでに説明が決まっているところもあり、ご要請いただければ対応させていただく。

森委員： 府中のまちづくりはすでに走りだしている。しっかり案をもって頑張らなければならない。地域会議にも大いに期待している。

(休憩)

### 3. 屋外広告物の現状調査結果報告と対応方策の検討

<事務局より資料3説明>

前田座長： 宮津市と与謝野町から補足をお願いする。

宮津市： 宮津市は検討会の動向を見守りながら地区別説明会等で意見を聞き、屋外広告の禁止区域設定について検討していく。

与謝野町： 与謝野町は旧3町の物件把握、台帳整備を進めているような段階だ。府の調査で沿線だけで400件、台帳には200弱の物件しか記載されていないことがわかった。屋外広告物や景観に対する意識は薄い。対象になっている岩滝地区も例外ではない。

行政としては禁止区域の設定は既設と新規のものと分ける必要があると考えている。新しい違反広告には取り組みやすいが、既設のものは個人財産で行政も許可を与えてきたため撤去は不可能と考える。イメージに近づけるには一定年数が必要。地域の力、まちづくりとして捉えていく意識がどこまで高まるかにかかっていると考える。

前田座長： 無届のものに罰則規定等はないのか。

与謝野町： 条例でも罰金規則があるが府からは罰金の適用はないと聞いている。罰金の部分は市町村に移譲されていない。

地元の方が建てている物件は、地元の意識が上がることで自主的に改良、撤去は可能だと考える。外部からの広告物は賃貸料が入るので、貸している人の意識も関係してくるだろう。

前田座長： 地元の行政よりも広域行政が規制したほうがやりやすいと聞いた。

与謝野町： 完成しているものに対してどこまでできるかは府も町も同レベルと考える。撤去には費用もかかる。

旧加悦町の伝建指定地域は地域から声があがったので意識が高い。国道176のバイパス沿いの景観条例は行政が一方的にかけたので地元も意識が薄い。地元の意識次第だと考える。

前田座長： まずは宮津側から頑張る。

宮津市： 地区の協力がなければできない。貸付も外部からの広告については地区の取組を説明して協力してもらうよう、新規のところについては今後協議をしていきたい。

前田座長： 今回の景観計画ではできるだけふれておくが、禁止地区を設定する話になるとさらに議論が必要。

森委員： 地域内で一致団結して方向を定めれば、沿道の地主は地元の人間なので地域外からに対しても決議できると思う。

幾世委員： 景観と経済性の問題は対立するものではなく、丹後の地価は下がっているが地域の価値を高めていく一つに景観がある。その議論を市民レベルでしていくことが遅れている。

西川委員： 与謝野町さんの話で、罰金等の執行ができないというのはどういうことか。

与謝野町： 法的には手続を踏めば強制撤去は可能だが、強制撤去にかかる経費的な問題と、個人の土地からその財産を奪うことになり、訴えられた場合どうなるか、また決裁がおりるかもわからないということもある。無許可の物件も多いので、やるならきちんと把握してすべてに対して撤去する覚悟がないとできない。

西川委員： あとから規制をかけたからできないのか、規制があって建てたのに執行できないのか。後者は違法なので、数が多いから、費用がかかるからできないと放置しているといつまで経っても改善できない。

事務局： 屋外広告物に関しては全国的に課題を抱えている。緊急性が問われるため強制執行に至るには壁がある。地域と行政の連携等を工夫して議論を深めていくなかで取りかかりを見つけていきたい。

前田座長： 全国的に屋外広告物を建てて手数料を取るような業者がいる。つくる側の元を選別するとか、まちづくりの任意団体が看板を撤去するような運動をしているところもある。難しい問題ではある。

森委員： 新しい道には広告物を建てないように申し合わせをするよう期待する。

前田座長： 景観三法のなかで広告物に関するものも変化してきているので、当検討会としてはこの地区はこう考えようという方向はきちんと出しておきたい。

事務局： 目指す方針についてこの計画に盛り込み、方針の素案を提案できるよう検討したい。

前田座長： 担当者がやりやすくなるようなものが出せればいい。ほかにとくにご意見はないか。

山崎委員： 空き店舗の件で、景観法の地域ではないが網野町駅前の旧ボウリング場は見苦しい状態なのでなんとか規制してほしい。

森委員： 4月1日に22回目の天橋立クリーン一坪大作戦を行う。皆様のご参加をお願いしたい。

前田座長： これで本日の意見交換を終了させていただく。

事務局： 熱心なご議論、ご意見をいただいた。広告物に関しては実態調査や実情報告も踏まえ、次回以降提案していきたい。来年度も引き続きご議論をお願いする。色彩の学習会、ワークショップも実施していきたい。

次回検討会は5月以降で日程調整のうえ連絡させていただく。

#### 4．閉会